

別表第1（第4条関係）

抑制区域
地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第2号に規定する国立公園
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に規定する鳥獣保護区
農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項に規定する保安林
自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）第12条第1項又は登米市平筒沼いこいの森自然環境保全条例（平成20年登米市条例第31号）第2条に規定する自然環境保全地域
河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び同法第54条第1項に規定する河川保全区域
砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する土地
文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第32条第1項又は登米市文化財保護条例（平成17年登米市条例第104号）第8条第1項に規定する史跡、名勝又は天然記念物が所在する土地
その他市長が必要と認める区域